

証券コード4416

2024年6月3日

(電子提供措置の開始日 2024年5月28日)

株 主 各 位

東京都港区芝大門一丁目10番11号

株式会社 True Data

代表取締役社長 米 倉 裕 之

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスいただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.truedata.co.jp/ir/meeting/>



電子提供措置事項は、以下の東京証券取引所（東証）のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）でも掲載しておりますので、当社名又は当社証券コード「4416」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月18日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月19日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区浜松町二丁目3番1号
日本生命浜松町クレアタワー6階
浜松町コンベンションホール 大会議室B
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
- 報告事項 第24期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本紙をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
- ◎その他、株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.truedata.co.jp/ir/meeting/>）に掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度のわが国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、雇用・所得環境が改善する中で個人消費は緩やかな回復がみられました。一方で、当事業年度にわたって続いた、日米金利差による円安基調、欧米の金融引き締め、中国不動産市場の低迷や個人消費の不振、ウクライナ問題の長期化や中東情勢のさらなる緊迫など海外の政治・経済の諸課題による影響も大きく、景気の先行きに対する不透明感は継続しました。

当社は、全国に広がるドラッグストアやスーパーマーケット等の小売店における消費者購買ビッグデータを、小売企業や消費財メーカーがマーケティングに活用するためのソリューションの提供を主力事業としています。当社の事業領域はビッグデータを用いた社会構造変革や企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）というメガトレンドの追い風を受け、中長期的な成長が見込まれております。当社においてもこのような追い風を受けつつ、小売企業や消費財メーカーの顧客企業の開拓・深耕が進み、成長トレンドが継続しております。

当事業年度においては、消費財メーカー向け主力サービスである「イーグルアイ」「ドルフィンアイ」の販売拡大に注力するとともに、小売業向けサービスである「ショッピングスキャン」に関しても、提携先も含めた販売体制を強化し新規取引先開拓のための取り組みを進めてまいりました。これらの主力サービスは、クラウド上のサービス提供に対して月次課金型の使用料を受け取るビジネスモデルであり、ベースとなるストック型の安定的な収益を確保しております。加えて、当社の強みである消費者購買ビッグデータのさらなる活用を目指し、消費財メーカー向けのDXを推進するビジネスアナリティクス領域では新サービスの受注を複数獲得し、広告領域ではアライアンス先との協業による広告効果の精度向上に向けた新サービスの立ち上げなど、新たな事業領域におけるサービスの顧客開拓に注力してまいりました。

以上の結果、当事業年度における当社の売上高は1,593,040千円（前事業年度比10.6%増）となり、営業利益は63,942千円（前事業年度比15.9%減）、経常利益は62,696千円（前事業年度比14.4%減）、当期純利益は60,000千円（前事業年度比76.5%増）となりました。

区 分	第23期 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日		第24期 (当期) 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日		前期比 (%)
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
データマーケティング事業	1,440,271	100.0	1,593,040	100.0	10.6
売 上 高 合 計	1,440,271	100.0	1,593,040	100.0	10.6

(2) 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資の総額は70,643千円（ソフトウェア仮勘定を含む）であり、その主なものは、メーカー向けソフトウェアの取得、顧客管理・営業支援システムの取得、小売業向けソフトウェアの取得等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① ブランドの認知度向上

当社が主な事業領域とする小売業界、消費財メーカーのサービス利用企業の確保は、当社事業において重要な要素であり、ブランドの認知度向上が重要な課題と認識しております。無償サービスである「ウレコン」の利用やメディアでのデータ活用機会の増加、サービス導入企業の増加に伴って当社サービスの利用者が拡大したこと等により、認知度は一定程度高まってはいるものの、持続的な事業成長のためには、さらなる認知度の向上が不可欠と考えております。この課題に対処するため、サービスのさらなる利便性向上、消費者ビッグデータのさらなるデータ活用のノウハウの蓄積など、データ提供価値の向上を積極的に行い、利用者向けサービスクオリティを強化し続けることで、「イーグルアイ」「ショッピングスキャン」「POS分析クラウド」に代表される当社サービス利用者の満足度向上に努め、クオリティの高いソリューションを提供する企業としてのブランド確立を着実に進めてまいります。

② 収益基盤の多様化と強化

当社は、購買データプラットフォームとして集信された消費者購買データの分析サービス及び開示サービスを主な収益源としております。当社が安定的な成長を続けていくためには、消費者ビッグデータの充実によるデータ網羅性の拡大、データ活用ノウハウの蓄積によりデータ分析及びマーケティング領域での実績を積み上げ、顧客からの信頼に基づくリピート受注を拡大させること等により、収益基盤を強化していくことが課題と認識しております。この課題に対処するため、AI活用による高度なデータ分析技術やサービス開発力を駆使し、データ分析の効率化に伴うマーケティング業務の効率化などの顧客の要望に応えた新機能や新サービスの開発を行っております。加えて、当事業年度にはビジネスアナリティクス領域、広告領域などの新規領域のサービス開発にも積極的に取り組んでまいりました。顧客に高く評価される付加価値を持つ新機能・新サービスを開発することにより、収益源の多様化を図ってまいります。

③ プラットフォームの価値の向上

当社は、データマーケティングに不可欠な3領域である①データ、②テクノロジー、③教育プログラムを含むデータ活用ノウハウの全てにおいて提供価値とクオリティを向上しつつ、データを収集・精製・管理・分析し、多様なマーケティングソリューションで活用するためのビジネスプラットフォームを提供するリーディングカンパニーとしての位置付けの盤石化を図ります。

データに関しては、ドラッグストアに加え、スーパーマーケットとのデータ連携強化を図ることが最大の経営課題です。これと併せホームセンター、コンビニエンスストア、ECなどの他業態の小売業のデータ連携により、データの付加価値を高めていくことが重要と認識しております。

テクノロジーに関しては、自社開発ソリューションのクオリティ強化を継続しつつ、テクノロジーパートナーであるグローバルプラットフォームとの協業を通じ、彼らが持つグローバルに競争力があるDXソリューションと自社ソリューションを組み合わせることでクライアントへの提供価値をさらに高めるとともに、互いの顧客基盤を連携することで販売の効率化を図ることが重要と考えております。

教育プログラムを含む活用ノウハウに関しては、小売業から消費財メーカーへのデータ外販支援を含め、データマーケティングに関連する様々な活用ノウハウを蓄積しており、これらをベースとして、事業会社、教育研究機関、地方公共団体等に対するデータマーケティングに係る教育機会の提供を行っております。当社は、業績の持続的な成長と社会課題解決への貢献の両立を目指す企業として、データマーケターの育成活動を通じて、地域での雇用創出、地方経済や企業の発展に寄与していくことが、重要と認識しております。この取り組みの一環として、地域性を持つデータを分析し、マーケティング戦略の立案・実行につなげる専門性を有した「データマーケティング人材」を育成すること、また、地域社会の人材確保のために実践力のあるマーケティング人材の採用支援を図り、地域の雇用創出、地方創生に貢献することを目的とする一般社団法人ビッグデータマーケティング教育推進協会に出資しております。

④ 業績の持続的成長と社会課題解決への貢献の両立

データやテクノロジーを活用したマーケティングや市場変化への対応は、大企業のみならず中堅・中小企業や地方経済においてもその重要度が高まっております。

当社はかねてよりデータマーケターの育成や、地方行政との連携、教育研究機関や自治体と連携したSDGsやESGに関わる指標づくり、地域雇用の活性化や女性のエンパワーメントをはじめとする取り組みにも力を入れてまいりました。こうした社会課題の解決やサステナビリティに関わる領域への価値提供についての社会的な意義は今後ますます高まっていくと認識しており、企業としての持続成長と並ぶ経営活動の基本戦略に位置付けて取り組みを進めてまいります。

⑤ 組織力向上と人材育成

当社の競争力の源泉は、データの力と人材の力であり、人材に関しては特に採用と教育に力を入れております。スタートアップである当社のような規模の企業にとっては、良質な人材の確保は最重要課題です。当社の価値観に共感し自ら成長を求める人材を幅広く採用し、挑戦する舞台と教育の機会を用意することで、自律的なプロフェッショナルを育成することが企業の持続的な成長につながると信じております。

そのためにも、多様なバックグラウンドを持つ人材が活躍できる環境を整え、様々な価値観や働き方を支えるインフラや制度を模索し、整備することで、自律的なプロフェッショナルにとって魅力ある会社であり続けることを目指しております。新卒採用と中途採用をバランス良く行いながら、人を育てることで組織も成長し、互いの成長を促進する風土の醸成を目指しております。

教育プログラムとしては、専門性向上のためのテクニカル・スキルの教育プログラムのみならず、リーダーシップ開発や人間力の向上を目指したヒューマンスキルのプログラム提供を行っております。具体的には、研修等のプログラムに加え、専門のコーチによるリーダーシップ開発、チームビルディング、女性リーダーのエンパワーメント、キャリアコーチングなど、コーチングプログラムの提供がそれにあたります。

会社としては、全社員が安心して自らの持つ力を存分に発揮できる環境を準備することで、組織としてのレジリエンシーを高めることが、何よりも重要と考えております。

⑥ 情報管理体制の強化

当社の事業は、将来的な発展を期待される領域であると同時に、個人情報ベースとしていることから、その社会的責任は極めて重いものと認識しております。堅確な情報セキュリティは当社ビジネスを継続する上での大前提であり、最優先で取り組むべき課題であります。プライバシーマークなど個人情報保護体制についても第三者機関から基準への適合性の認証を取得し、厳格な運用を実施しておりますが、グローバルレベルの関連規制を遵守することは当然としつつ、データマーケティングのリーディングカンパニーとして、社内の統制や社員教育等、お客様や取引先に信頼される確かな取り組み、さらなるデータガバナンスとセキュリティ強化に向けた取り組みを継続してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第21期	第22期	第23期	第24期 (当期)
	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
売 上 高 (千円)	1,166,060	1,313,834	1,440,271	1,593,040
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△64,335	22,670	73,258	62,696
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△60,804	15,485	33,996	60,000
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△13.69	3.43	7.23	12.68
総 資 産 (千円)	890,488	1,297,455	1,278,029	1,362,572
純 資 産 (千円)	538,166	925,370	970,391	1,047,987
1株当たり純資産 (円)	121.22	197.36	205.36	219.31

(注) 当社は2021年6月23日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

- ② 子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社の主要な事業は、ドラッグストアやスーパーマーケットなど全国の小売業の顧客ID付きPOSデータを活用した分析及び開示支援ツールを提供するなど、データマーケティングに関わるサービス提供を行っております。

当社のサービスは、メーカー向けソリューション、リテール向けソリューション、あらゆる産業向けソリューションに分かれております。

メーカー向けソリューションにおいては「イーグルアイ」「ドルフィンアイ」「POS分析クラウド」等のサービスを提供しており、リテール向けソリューションにおいては「ショッピングスキャン」等のサービスを提供しております。

あらゆる産業向けソリューションにおいては、消費者購買に関わるデータや分析レポート、広告・販促活動の効率化及び効果検証、AI等のデータ活用支援サービスを提供しております。

(8) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

本 社 東京都港区芝大門一丁目10番11号

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
93 (6) 名	15名増 (－)	39.5歳	5.2年

(注) 従業員数は執行役員、正社員、契約社員の総数であり、臨時従業員数（アルバイト）は（ ）内に年間の平均人員数を外数表記しております。

(10) 主要な借入先及び借入額の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社日本政策金融公庫	35,280千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

特筆すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,778,400株
- (3) 株主数 2,644名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数 (株)	持 株 比 率
株 式 会 社 プ ラ ネ ッ ト	1,176,000	24.61%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	440,000	9.20%
AGB Nielsen Media Research B.V.	320,000	6.69%
セ キ 株 式 会 社	180,000	3.76%
株 式 会 社 タ ケ オ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	170,000	3.55%
株 式 会 社 博 報 堂	170,000	3.55%
株 式 会 社 博 報 堂 プ ロ ダ ク ツ	170,000	3.55%
米 倉 裕 之	143,500	3.00%
株 式 会 社 イ ン テ ッ ク	100,000	2.09%
株 式 会 社 S B I 証 券	75,500	1.58%

(注) 自己株式は所有しておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

2024年3月31日までの新株予約権行使に伴う新株発行により、発行済株式は53,200株増加いたしました。

これにより、普通株式の発行済株式の総数は4,778,400株となりました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2024年3月31日現在）

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

			第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日			2016年5月27日	2019年3月20日
新株予約権の数			860個	30個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式 86,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 3,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額			払込みを要しない	払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権1個当たり 35,000円 (1株当たり 350円)	新株予約権1個当たり 40,000円 (1株当たり 400円)
権利行使期間			2018年6月18日から 2025年5月31日まで	2021年3月29日から 2028年5月31日まで
行使の条件			(注) 1	(注) 2
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 835個 目的となる株式数 83,500株 保有者数 2名	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名
		社外 取締役	新株予約権の数 25個 目的となる株式数 2,500株 保有者数 1名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
		取締 役 (監査等委員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 第4回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時までの間、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、任期満了、定年退職その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。但し、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ③ 行使請求日の前日の当社普通株式の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の取引日の終値）が、350円に1.5を乗じた額に満たない場合は、新株予約権を行使することができない。
- ④ その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2. 第5回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時までの間、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、任期満了、定年退職その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。但し、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ③ 行使請求日の前日の当社普通株式の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の取引日の終値）が、400円に1.5を乗じた額に満たない場合は、新株予約権を行使することができない。
- ④ その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 2021年6月23日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	米 倉 裕 之	
取 締 役	島 崎 尚 子	上席執行役員データマーケティング部長
取 締 役	玉 生 弘 昌	株式会社プラネット 代表取締役会長
取 締 役	結 城 義 晴	株式会社商人舎 代表取締役社長 第一屋製パン株式会社 社外取締役
取 締 役	伊 藤 久 美	富士古河E & C株式会社 社外取締役 SOMP Oホールディングス株式会社 社外取締役 国立大学法人筑波大学 非常勤理事 株式会社良品計画 社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	川 崎 清	
取 締 役 (監査等委員)	壺 岐 浩 一	
取 締 役 (監査等委員)	石 原 弘 隆	東京あおい法律事務所 弁護士 文部科学省原子力損害賠償紛争審査会 特別委員 文部科学省研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室 室長補佐

- (注) 1. 取締役玉生弘昌氏、取締役結城義晴氏、取締役伊藤久美氏、取締役(監査等委員)壺岐浩一氏及び取締役(監査等委員)石原弘隆氏は、社外取締役ではありません。
2. 取締役(監査等委員)石原弘隆氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く。)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、川崎清氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役結城義晴氏、取締役伊藤久美氏、取締役(監査等委員)壺岐浩一氏及び取締役(監査等委員)石原弘隆氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因した損害を補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。

なお、当該保険契約は1年毎に契約更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社では、中長期的な成長に貢献できる人材を確保し、企業価値の持続的な向上を図る原動力となる取締役の報酬制度について、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を、2021年2月17日の取締役会において決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は基本報酬とし、将来的に業績連動報酬及び株式報酬の導入を検討するものとする。また、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役が決定方針との整合性を含め多角的な検討を行って決定しており、取締役会もその考えを尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年6月27日開催の当社第18回定時株主総会において年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は8名（うち、社外取締役（監査等委員を除く）5名）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年6月27日開催の当社第18回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外監査等委員である取締役2名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2023年6月21日開催の取締役会にて、監査等委員を含めたメンバーに具体的数値を提案、審議した内容に基づき、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬額の具体的内容の決定を代表取締役社長米倉裕之に委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

④ 取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員 数	報 酬 等 の 総 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 (2名)	45,746千円 (5,650千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2名)	11,751千円 (6,151千円)
合 計 （うち社外取締役）	8名 (4名)	57,498千円 (11,801千円)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）のうち、1名は無報酬ですので、支給人員数には含まれておりません。
2. 報酬等の種類別の内訳は、基本報酬のみであり、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支払われておりません

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
- ・社外取締役玉生弘昌氏は、株式会社プラネットの代表取締役会長であります。なお、同社は当社の大株主であり、同社より一部サービスの開発運用業務を受注しております。
 - ・社外取締役結城義晴氏は、株式会社商人舎の代表取締役社長及び第一屋製パン株式会社の社外取締役であります。当社は両社との間に特別な関係はありません。
 - ・社外取締役伊藤久美氏は、富士古河 E & C 株式会社、S O M P O ホールディングス株式会社及び株式会社良品計画の社外取締役、国立大学法人筑波大学の非常勤理事を兼務しております。なお、当社とそれらの会社等との間に特別な関係はありません。
 - ・社外取締役（監査等委員）石原弘隆氏は、東京あおい法律事務所に所属する弁護士であります。当社と同事務所との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況及び発言状況等
取締役 玉 生 弘 昌	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。長年にわたる上場企業の代表取締役としての経験と、経営者としての高い見識に基づき、当社の経営全般に対して助言を行っております。
取締役 結 城 義 晴	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席いたしました。長年にわたる企業の代表取締役としての経験と、流通業界全般にわたる幅広い見識に基づき、当社の経営全般に対して助言を行っております。
取締役 伊 藤 久 美	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。グローバル企業などでの豊富な経験と経営者としての高い見識に基づき、当社の経営全般に対して助言を行っております。
取締役（監査等委員） 壺 岐 浩 一	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査等委員会12回の全てに出席いたしました。長年にわたる上場企業の役員としての経験と、経営者としての高い見識に基づき、客観的立場から発言を行い、当社の業務執行を監督しております。
取締役（監査等委員） 石 原 弘 隆	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査等委員会12回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門知識に基づき、客観的立場から発言を行い、当社の業務執行を監督しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務の対価として当社が支払うべき報酬等の額	25,650千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の対価として当社が支払うべき報酬等の額	-千円
当社が支払うべき報酬等の合計額	25,650千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、監査計画の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認められた場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、当事業年度末日現在、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員による取締役の業務執行の監視に加え、社長の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握、監視等を定期的に行い、社長に報告します。

また、法令や社内規程上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用します。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、経営管理部門担当部長が職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行います。

なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理体制については、リスク管理基本規程に基づいて、リスク管理部門をリスク責任部門とします。

また、リスク管理部は、具体的なリスクを想定、分類し、有事に備え、迅速かつ適切な情報伝達をはじめとする緊急体制を整備するものとし、定期的に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告します。

なお、不測の事態が発生した場合には、社長を長とする対策本部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定します。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、定時の取締役会において重要事項を決定し、取締役に業務報告させることにより業務執行の監督を行います。
また、取締役の職務の効率性を確保するため、取締役の合理的な職務分掌及び適切な執行役員の任命を行います。また、適切な権限の委譲及び部門間の相互牽制機能を備えた「職務権限規程」を制定しております。
さらに、社長と各部門長及び常勤監査等委員が出席する「経営会議」において、当社の経営戦略の策定及び進捗管理を行いその有効活用を図ります。
- ⑤ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査業務に必要な補助すべき特定の従業員の設置が必要な場合は、監査等委員会がそれを指定します。また、内部監査担当者は、監査等委員会に協力します。
- ⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会より監査業務にかかる指揮命令を受けた従業員は、所属する上長の指揮命令を受けません。また、当該従業員の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査等委員会の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施します。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査等委員に報告するものとします。監査等委員は必要に応じていつでも取締役にに対し報告を求めます。
- ⑧ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求め、取締役は社内の重要な会議への監査等委員の出席を拒否しません。

また、監査等委員は、内部監査担当者及び会計監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行い、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施します。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶します。

反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、人事総務部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整備します。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役会は、取締役8名（うち、社外取締役5名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役間の相互牽制により取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は「取締役会規則」に基づき、原則として毎月1回の定時取締役会を開催しているほか、経営上の重要事項が発生した場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
- ② 当社の監査等委員会は、常勤の監査等委員1名と非常勤の監査等委員2名（社外取締役）で構成され、原則として毎月1回の定時開催のほか、必要に応じて臨時開催しております。取締役会においては経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役から業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。
- ③ 当社は、社長直轄の内部監査室を置き、内部監査計画に基づき、内部監査を実施しております。内部監査担当者は、各部門の業務遂行状況を監査し、結果を社長に報告するとともに、改善指示等を各部門へ通知し、そのフォローアップに努めております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針及び買収防衛策につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を行ってまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主への利益還元を経営における重要課題の一つと位置付けております。しかしながら、当社はまだ成長途上の企業であると考えており、成長投資に向けた財務体質の強化に加え、内部留保の確保を行い、事業の拡大と効率化を図るための投資を実施していくことが中長期的な株主価値の最大化につながると考えております。今後は、経営成績及び財政状態を総合的に判断しながら、配当可能利益が生じた場合には剰余金の配当を実施する予定であります。

当事業年度におきましては、当期純利益は3期連続の黒字を計上したものの、未だ利益剰余金がマイナスであるため、無配とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

2024年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,152,269	流動負債	305,320
現金及び預金	937,529	買掛金	56,146
売掛金	159,227	一年以内返済長期借入金	29,800
前払費用	47,210	未払金	17,391
その他	8,302	未払費用	19,594
固定資産	208,418	未払法人税等	7,085
有形固定資産	22,206	未払消費税等	14,774
建物附属設備	7,448	契約負債	115,635
工具、器具及び備品	13,396	賞与引当金	17,708
建設仮勘定	1,361	その他	27,184
無形固定資産	83,558	固定負債	9,264
ソフトウェア	49,546	長期借入金	5,480
ソフトウェア仮勘定	33,668	資産除去債務	3,784
その他	343	負債合計	314,585
投資その他の資産	102,652	(純資産の部)	
投資有価証券	33,820	株主資本	1,047,987
出資金	25,000	資本金	1,360,679
繰延税金資産	29,382	資本剰余金	200,169
その他	14,449	資本準備金	200,169
繰延資産	1,885	利益剰余金	△512,860
株式交付費	1,885	その他利益剰余金	△512,860
		繰越利益剰余金	△512,860
資産合計	1,362,572	純資産合計	1,047,987
		負債・純資産合計	1,362,572

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2023年4月1日 至 2024年3月31日

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,593,040
売 上 原 価		678,612
売 上 総 利 益		914,428
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		850,486
営 業 利 益		63,942
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9	
為 替 差 益	0	
雑 収 入	1,754	1,763
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	181	
株 式 交 付 費 償 却	2,827	3,009
経 常 利 益		62,696
税 引 前 当 期 純 利 益		62,696
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,227	
法 人 税 等 調 整 額	△2,531	2,696
当 期 純 利 益		60,000

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2023年4月1日 至 2024年3月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,351,881	191,371	191,371
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	8,797	8,797	8,797
当 期 純 利 益	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	8,797	8,797	8,797
当 期 末 残 高	1,360,679	200,169	200,169

	株 主 資 本			純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計	
	その他利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	△572,861	△572,861	970,391	970,391
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	-	-	17,595	17,595
当 期 純 利 益	60,000	60,000	60,000	60,000
当 期 変 動 額 合 計	60,000	60,000	77,595	77,595
当 期 末 残 高	△512,860	△512,860	1,047,987	1,047,987

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6年～15年

工具、器具及び備品 4年～10年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）による定額法その他合理的な方法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

クラウド上でサービスを契約期間にわたり提供するストック型売上においては、一定の期間にわたり履行義務が充足されることから、契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

目的に応じたソリューションを提供するスポット型売上においては、顧客に支配が移転した時点で履行義務が充足されることから、引渡し時点において収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

3年で均等償却

2. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社は、データマーケティング事業のみの単一セグメントのため主要製品にて売上を分解しております。

(単位：千円)

	イーグルアイ	ショッピング スキャン	その他	合計
メーカー向けソリューション	775,677	－	179,351	955,028
リテール向けソリューション	－	287,225	42,718	329,944
あらゆる産業向けソリューション	－	－	308,066	308,066
顧客との契約から生じる収益	775,677	287,225	530,136	1,593,040
その他	－	－	－	－
外部顧客への売上高	775,677	287,225	530,136	1,593,040

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 会計上の見積りに関する注記

外部へのサービス提供に用いるソフトウェア

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 (2024年3月31日)
ソフトウェア（ショッピングスキャンなど）	35,895千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当該ソフトウェアは、年間契約での継続利用によるストック型売上を獲得する目的で投資・保有するため減価償却を実施した後の未償却残高が翌期以降の見込み販売収益の額を上回った場合に、当該超過額を一時の費用又は損失として処理することとしております。

外部へのサービス提供にあたっては、サービスごとに用いるソフトウェアが異なるため、当該ソフトウェアの評価における主要な仮定は、サービス別の見込み販売収益の額であります。

なお、当事業年度には一時の費用又は損失として処理すべき対象はありませんでした。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した販売収益の金額が見積と異なった場合、翌事業年度の計算書類において、ソフトウェアの金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 74,539千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
営業取引の取引高
売上高 30,337千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	4,725,200株	53,200株	－	4,778,400株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 53,200株

(2) 新株予約権に関する事項

当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 134,000株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	5,422千円
減価償却超過額	28,278
未払事業税	1,669
投資有価証券評価損	11,079
繰越欠損金	147,547
その他	2,251
繰延税金資産小計	196,247
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△145,819
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△20,680
評価性引当額小計	△166,499
繰延税金資産合計	29,748
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	184
未収事業税	181
繰延税金負債合計	365
繰延税金資産純額	29,382

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 当社の資金運用については、投機的な取引は行わない方針であり、短期的な預金等に限定して実施しております。
- ② 営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用管理基本規程に沿ってリスク低減を図っております。
- ③ 営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、含めておりません（（注1）を参照ください。）。また、預金・売掛金・買掛金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 長期借入金 (※)	35,280	34,950	△329
負債計	35,280	34,950	△329

(※) 一年以内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	33,820
出資金	25,000

これらについては、表には含めておりません。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	29,800	5,480	—	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長 期 借 入 金	—	34,950	—	34,950
負 債 計	—	34,950	—	34,950

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額を借入期間に応じた利率で割り引いた現在価値で算定しておりレベル2に分類しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	219円31銭
(2) 1株当たり当期純利益	12円68銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社 True Data
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 居 伸 浩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 田 洋 平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 True Data の2023年4月1日から2024年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

株式会社 True Data 監査等委員会

常勤監査等委員 川崎 清 ㊟

監査等委員 壺岐 浩一 ㊟

監査等委員 石原 弘隆 ㊟

注) 監査等委員 壺岐浩一及び石原弘隆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	よね くら ひろ ゆき 米 倉 裕 之 (1966年6月14日生)	1990年4月 東京海上火災保険株式会社入社 2007年2月 GEコンシューマー・ファイナンス株式会社 クオリティ部門 マスター・ブラックベルト 2008年9月 株式会社ぐるなび入社 2010年3月 同社 執行役員 2011年6月 当社 取締役 2012年12月 当社 代表取締役社長（現任）	143,500株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	しま ぎき なお こ 島 崎 尚 子 (1965年2月7日生)	1987年4月 株式会社リクルート 入社 1989年1月 株式会社リコー 入社 2005年1月 株式会社ディーコープ 入社 2011年12月 当社 入社 2013年6月 当社 リテールソリューション部長 2014年6月 当社 執行役員リテールソリューション部長兼マーケティング営業部長 2018年7月 当社 執行役員データマーケティング部長 2023年6月 当社 取締役上席執行役員データマーケティング部長 2024年4月 当社 取締役上席執行役員データマーケティング事業部長(現任)	21,000株
社外 3	たま にゅう ひろ まさ 玉 生 弘 昌 (1944年9月8日生)	1985年8月 株式会社プラネット 常務取締役 1988年12月 同社 専務取締役 1993年10月 同社 代表取締役社長 2004年1月 同社 代表取締役社長 執行役員社長 2012年10月 同社 代表取締役会長(現任) 2019年6月 当社 社外取締役(現任)	一株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> 4	ゆう き よし はる 結 城 義 晴 (1952年9月2日生)	1977年4月 株式会社商業界入社 1989年1月 同社 食品商業編集長 1996年8月 同社 取締役編集担当 2002年8月 同社 専務取締役編集統括 2003年8月 同社 代表取締役社長 2008年2月 株式会社商人舎 代表取締役 社長（現任） 2008年6月 コーネル大学リテール・マネ ジメント・プログラム・オ ブ・ジャパン 副学長 2008年11月 当社 社外取締役（現任） 2009年4月 立教大学大学院ビジネスデザ イン研究科教授 2015年3月 第一屋製パン株式会社 社外 取締役（現任） 2016年4月 学習院マネジメントスクール 顧問	12,500株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> 5	いとう くみ 伊 藤 久 美 (1964年12月20日生)	1987年4月 ソニー株式会社 入社 1998年10月 日本アイ・ビー・エム株式 社 入社 2008年1月 同社 副社長補佐 2009年6月 米国IBM 本社コーポレート ストラテジー部門ディレク ター 2010年10月 日本アイ・ビー・エム株式 社 日本ストラテジー部門 理事 2011年1月 同社 ソフトウエア部門 Websphere事業部長 2012年1月 同社 グローバル・テクノロ ジー・サービス部門 ビジネ ス・デベロップメント・エグ ゼクティブ 2014年1月 GEヘルスケア・ジャパン株 式会社 CMO 2016年4月 立命館大学 客員教授（現 任） 2016年9月 4U Lifecare株式会社 取締 役COO 2017年7月 株式会社Yext CMO 2018年4月 4U Lifecare株式会社 代表 取締役社長CEO 2018年6月 当社 社外取締役（現任） 2020年6月 富士古河E & C株式会社 社 外取締役（現任） 2021年6月 SOMP Oホールディングス 株式会社 社外取締役（現 任） 2022年1月 国立大学法人筑波大学 非常 勤理事（現任） 2022年11月 株式会社良品計画 社外取締 役（現任） 2023年4月 オフィスKITO合同会社 代表社員（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 玉生弘昌氏、結城義晴氏及び伊藤久美氏は、社外取締役の候補者でありませぬ。
 3. 当社は、取締役候補者結城義晴氏及び伊藤久美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 4. 玉生弘昌氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、他の企業の代表取締役としての豊富な経験及び見識をもとに、当社の経営全般に対し、助言・提言を行っていただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待できるためであります。同氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって5年です。
 5. 結城義晴氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、他の企業の代表取締役としての豊富な経験及び見識をもとに、当社の経営全般に対し、助言・提言を行っていただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待できるためであります。同氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって16年です。
 6. 伊藤久美氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、多企業における経験及びIT、マーケティング等の幅広い見識をもとに、当社の経営全般に対し、助言・提言を行っていただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待できるためであります。同氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって6年です。
なお、同氏が2021年6月から現在まで社外取締役に就任しているSOMPOホールディングス株式会社の子会社である損害保険ジャパン株式会社において、その在任中に、独占禁止法に抵触すると考えられる行為及び同法の趣旨に照らして不適切な行為に係る事案のほか、中古車販売会社による自動車保険金不正請求に係る不適切な対応事案が発生しました。
その詳細については、金融庁による行政処分内容及び同社が設置した第三者からなる社外調査委員会の報告のとおりですが、同氏は当該違反行為への関与は一切無く、平素よりグループコンプライアンス遵守に関する模範的取組についての提言を適宜行うとともに、当該事案の判明後においては法令順守や再発防止のための提言を行うなど、その職責を適切に遂行しておりました。
 7. 当社は、玉生弘昌氏、結城義晴氏及び伊藤久美氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。玉生弘昌氏、結城義晴氏及び伊藤久美氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。

8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当該保険により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各取締役候補者が本総会で選任され、就任した場合には当該保険契約の被保険者となります。なお、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
社外 1	石原弘隆 (1967年6月1日生)	1990年4月 三井信託銀行株式会社入社 1998年4月 弁護士登録 松尾綜合法律事務所入所 2003年5月 東京あおい法律事務所入所 (現任) 2013年3月 文部科学省原子力損害賠償紛争審査会 特別委員 (現任) 文部科学省研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室 室長補佐 (現任) 2018年6月 当社 社外取締役(監査等委員) (現任)	一株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> 2	<div style="text-align: center;"> <small>むら やま り え</small> 村 山 利 栄 (1960年5月1日生) </div>	1988年11月 CSファーストボストン証券 入社 1993年 3 月 ゴールドマン・サックス証券 会社東京支店(現ゴールドマ ン・サックス証券株式会社) 入社 2001年11月 同社 マネージングディレク ター 2014年 4 月 国立研究開発法人国立国際医 療研究センター 理事 2016年 6 月 株式会社レノバ 社外取締役 2017年 4 月 株式会社ComTech 代表取 締役会長 2017年 6 月 株式会社カチタス 社外取締 役 2019年 6 月 株式会社新生銀行 社外取締 役 2020年 6 月 前田建設工業株式会社 非業 務執行取締役 (現任) 2021年 7 月 株式会社ライスカレー 社外 取締役 (現任) 2021年10月 インフロニア・ホールディン グス株式会社 社外取締役 (現任) 2024年 2 月 学校法人山野学苑 監事 (現 任)	一株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">3</div>	やす い とし ゆき 保 井 俊 之 (1962年12月23日生)	1985年 4 月 旧大蔵省入省 1987年 6 月 経済開発協力機構 (OECD) 職員 1992年 5 月 在インド日本大使館書記官 2001年 7 月 国際協力銀行開発金融研究所 主任研究員 兼 (財)国際金融 情報センター(JCIF)ワシント ン事務所長 2006年 7 月 金融庁監督局保険課長 兼 国 際監督室長 2008年4月,2012年7月,2017年10月 慶応 義塾大学 大学院システムデ ザイン・マネジメント研究科 特別招聘教授 (現任) 2012年 7 月 財務省大臣官房政策金融課長 2013年 7 月 財務省大臣官房地方課長 兼 財務総合政策研究所次長 2016年 7 月 米州開発銀行 理事 (クロアチ ア, 韓国, スロベニア, 日本, ポルトガル並びに英国代表) 2020年 9 月 財務省関東財務局金融安定監 理官 2021年 4 月 広島県公立大学法人 理事 兼 観啓大学ソーシャルシステム デザイン学部学部長・教授 兼 観啓大学コンピテンシー ディベロップメントセンター 長 (現任) 2021年 11月 ウェルビーイング学会監事 (現任) 2023年 9 月 地域活性学会 副会長 (現 任)	一 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 石原弘隆氏、村山利栄氏及び保井俊之氏は、監査等委員である社外取締役の候補者であります。

3. 当社は、監査等委員である取締役候補者石原弘隆氏、村山利栄氏及び保井俊之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 石原弘隆氏は、法律の専門家としての豊富な経験及び見識等を有しております。当社の経営全般に対する独立した多様な立場からの提言や監査・監督をしていただくため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者とするものです。同氏の監査等委員である社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって6年です。
5. 村山利栄氏は、投資銀行における豊富な職務経験や他社における社外役員としての経験に基づく幅広い見識等を有しております。当社の経営全般に対する独立した多様な立場からの提言や監査・監督をしていただくため、新たに監査等委員である社外取締役候補者とするものです。
6. 保井俊之氏は、行政及び国際機関における豊富な職務経験やアカデミアにおける幅広い見識等を有しております。当社の経営全般に対する独立した多様な立場からの提言や監査・監督をしていただくため、新たに監査等委員である社外取締役候補者とするものです。
7. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、法令が規定する額を限度額として、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。当社は、石原弘隆氏との間で当該責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、村山利栄氏、安井俊之氏が選任された場合は、当社は両氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当該保険により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各監査等委員である取締役候補者が本総会で選任され、就任した場合には当該保険契約の被保険者となります。なお、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。
9. 村山利栄氏の戸籍上の氏名は志賀利恵であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



○場 所 東京都港区浜松町二丁目3番1号
日本生命浜松町クリアタワー6階
浜松町コンベンションホール 大会議室B
TEL 03-6432-4075

○交 通 JR（山手線／京浜東北線）・東京モノレール
浜松町駅北口より徒歩約2分
都営地下鉄（浅草線／大江戸線）
大門駅と直結（B5出口）